

●香川県告示第282号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和2年9月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 令和2年9月10日
- 3 指定道路の位置 丸亀市飯山町下法軍寺字島田650番1の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.80メートル
延長 25.27メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。